

東根市学校給食センター維持管理・運営等における 包括的民間委託事業

入札説明書等に関する質問回答(1回目)等



令和8年10月21日

東 根 市

※ 本入札説明書等に関する質問回答(1回目)の後(うしろ)に、当該質問回答に関連する追記事項を記載しており、これらの追記事項も本事業の入札説明書等の一部として取り扱いますので、留意してください。

< 入札説明書に関する質問回答 >

番号	項目	頁	章	1	(1)	1)	ア	①	質問	回答
1	業務の内容及び範囲	3 ～4	I	1	(8)				業務の範囲について、2期事業においては事業者側の業務となっていた光熱水費の取り扱いについてご記載がないようにお見受けいたします。 光熱水費の取り扱いについて、念のため業務区分をご教示いただけますでしょうか。 事業者側となる場合には、サービス対価の取り扱いやサービス対価の改定方法等、詳細条件のご提示をお願いいたします。	本入札説明書等に関する質問回答(1回目)等の後(うしろ)の追記事項1を参照してください。
2	事業の期間	4	I	1	(9)				事業期間は「令和30年3月31日まで」と記載されていますが、7頁の事業スケジュールでは「令和20年3月 事業契約の完了」と記載されています。事業期間の終了日は令和20年3月31日との理解でよろしいでしょうか。	当該部分の「令和 30 年3月 31 日」を「令和20年3月31日」に修正します。
3	建設に当たる者	8				2)			「建築業法」とございますが、「建設業法」の誤植でしょうか。(様式集も同様)	当該部分(様式集を含む。)の「建築業法」を「建設業法」に修正します。
4	予定価格	14	II	3	(10)	4)			「本事業の入札に関して市が定める予定価格は、金3,664,600,000円である」と記載されていますが、この金額は税込金額でしょうか。それとも税抜金額でしょうか。あわせて、入札書に記載する金額についても、税込・税抜のどちらを基準とすればよいかが教示いただけますでしょうか。	ご質問の「金3,664,600,000円」(予定価格)は、消費税及び地方消費税相当額を含みます。詳細については、入札説明書Ⅱ3(11)を参照してください。 <入札説明書> ア 入札金額(入札書に記載する金額) = A + B + C イ 契約金額(契約書に記載する金額) = 入札金額 + 入札金額 × 10 / 100 (消費税及び地方消費税相当額を加算、1円未満の端数を切り捨て) ウ <u>予定価格(市が定める価格、対象とする範囲は「契約金額」に同じ)</u> (凡例) A 施設等の更新等業務に対するサービス購入費 B 施設等の維持管理業務に対するサービス購入費 C 給食の運営等業務に対するサービス購入費 <様式15-1>入札書 入札金額(税抜き) <様式15-2>入札金額等の内訳 入札金額(税抜き) A 施設等の更新等業務に対するサービス購入費 A' 施設等の更新等業務に関する消費税及び地方消費税相当額

番号	項目	頁	章	1	(1)	1)	ア	①	質問	回答
										B 施設等の維持管理業務に対するサービス購入費 B' 施設等の維持管理業務に関する消費税及び地方消費税相当額 C 給食の運営等業務に対するサービス購入費 C' 給食の運営等業務に関する消費税及び地方消費税相当額
5	最優秀提案者の選定の実施	17	Ⅲ	3					提案書の審査に当たり、「プレゼンテーション及びヒアリング」を実施するとありますが、プレゼンテーション及びヒアリングへの参加人数に上限はございますでしょうか。 上限がある場合は、参加可能な人数をご教示いただけますでしょうか。	入札参加グループの構成員又は協力企業に所属する 12 名以内とします。
6	落札者決定・公表後の事業契約等の手続きについて	18	3	4					落札者の決定・公表とされる令和 8 年 12 月下旬から、特別目的会社の設立の令和 9 年 1 月下旬と約 1 ヶ月のご設定をいただいております。年末年始を跨ぐ手続きとなることや、各種設立にかかる事務手続きを考慮して、2 か月ほどいただきたいと考えています。 特別目的会社の設立を 2 月中旬～下旬とすることはご検討可能でしょうか。	落札者決定の通知の受領直後より、特別目的会社の設立準備を開始し、基本協定書の締結直後に設立登記を開始し、最短期間で特別目的会社を設立できるようにしてください。
7	S P C 管理費（その他費用）について	21		6	(1)				S P C 管理費の計上について、第 2 期事業では、施設等維持管理費相当分（B ク「その他費用」）及び給食運営費相当分（C キ「その他費用」）に、B 及び C の金額の割合に応じて按分して計上することになっていました。この場合、同一の S P C 管理費でありながら、B 及び C で異なる物価変動の指数が適用されることとなるため、本事業においては S P C 管理費を C キ「その他費用」に一括して計上することは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
8	物価改定の基準日について	22		6	(2)	1)	ア		物価改定について、以下の 2 点をご教示ください。 ① 物価改定に用いる物価指数の基準日は、いつの時点を選定されていますでしょうか。「入札公告月」を基準としていただくことは可能でしょうか。 ② 「事業契約締結の日から 12 か月を経過した後」に物価改定が可能とありますが、提案価格の算定基準時点からの物価変	ご質問の①について、基準日を「入札書及び入札提案書類の受付期限日（開札日）」とします。 ご質問の②について、「事業契約締結の日から 12 か月を経過した後」を「入札書及び入札提案書類の受付期限日（開札日）から 12 か月を経過した後」に変更します。

番号	項目	頁	章	1	(1)	1)	ア	①	質問	回答
									動を早期に反映できるよう、初回の物価改定については、「入札公告日から12か月を経過した後」から可能としていただくことは可能でしょうか。	
9	物価改定の項目について	22		6	(2)	1)	ア		サービス購入費の変更を請求できる項目は「イ 建設業務」と「ウ 調理設備設置業務」とのことですが、昨今のインフレ及び人件費・労務単価の上昇等を鑑み、「ア 調査・設計業務」及び「エ 工事監理業務等」についてもサービス対価の変更をお認めいただけますでしょうか。	当該部分の「(略)」「A 施設等の更新等業務に係るサービス購入費」のうち「イ 施設等の更新等に係る建設業務(附帯施設を含む。)及び関連業務」、「ウ 施設等の更新等に係る調理設備設置業務及び関連業務」に対するサービス購入費(以下「改定対象サービス購入費」という。)が不適当となったと認めたときは、相手方に対して改定対象サービス購入費の変更を請求することができる。」を「(略)」「A 施設等の更新等業務に係るサービス購入費」が不適当となったと認めたときは、相手方に対して改定対象サービス購入費の変更を請求することができる。」に変更します。
10	施設等更新等費相当分の内容について	23		6	(2)	2)			2行目において、「B' 施設等の更新等業務に関する消費税及び地方消費税相当額」とは、「A'」の誤植でしょうか。	当該部分の「B'」を「A'」に修正します。
11	施設等更新等費の「その他費用」について	25			6	(8)			「「その他費用」の支払いについて、各業務と一体(各業務に含まれる)ものとして取り扱う」とございますが、第2期同様に「保険の加入費用」や「SPC設立費」等は「発生時期が最も近い業務に割り振る」としてよろしいでしょうか。(第2期提案書様式22参照)	原案のとおりとします。番号9への回答を参照してください。
12	賃金変動に伴うサービス購入費の変更	27	IV	6	(4)				現第2期事業においては、最低賃金の上昇率がサービス購入費の改定に用いる指標の上昇率を大きく上回っており、現行の改定方法では実際の賃金上昇分を十分に賄えず、事業運営に影響が生じております。今後も同様の状況が生じた場合に、安定的かつ継続的な事業運営を確保できるよう、運営業務の賃金に著しい変動が生じた場合のサービス購入費の変更を認めていただきたく、下記の文章を追記していただけないでしょうか。ご検討の程、宜しくお願い致します。 「事業期間に賃金に著しい変動が生じ、運営に係るサービス購入費が不適当となったときは、	本入札説明書等に関する質問回答(1回目)等の後(うしろ)の追記事項1を参照してください。

番号	項目	頁	章	1	(1)	1)	ア	①	質問	回答
									発注者又は受注者は、指標の変更やサービス購入費の金額等を協議することができる。（最低賃金の上昇額が当事業の指標を上回り賄えない場合等）」	
13	サービス購入費改定の基準値	28	IV	6	(4)	3)	ウ	②	改定率に関して前回改定が行われた時と比べて「±1.5%」の変動があった場合に改定となっておりますが、「±1.0%」に変更して頂きたいをお願いします。 ※令和8年6月29日付け内閣府通知「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針の変更等について」において、物価変動に基づくサービス対価改定条項の整備や、実際の市場価格を的確に反映する物価指数の採用等が求められていることも踏まえ、ご検討をお願いいたします。	原案のとおりとします。
14	運営業務に係る価格改定指標	29	IV	6	(4)	3)	エ		本件の価格改定の指標である「企業向けサービス価格指数（給食サービス）」では直近の最低賃金の上昇による人件費の増額幅をカバーできていません。人件費相当分に関しては、直近の複数案件でも使用実例のある「最低賃金（山形県）」に変更を検討頂けないでしょうか。	番号12への回答を参照してください。
15	変動料金算定基準	29	IV	6	(4)	4)	イ	②	市は、給食の運営等業務期間中の各年度毎（5月1日時点）の提供対象者数が3,600人以上4,500人以下となることを保証する。と記載がございます。しかし、「要求水準書 添付資料一覧（添付資料1）」の年度別総給食数には、R18の食数見込が3,138食（児童生徒数2,863食、教員数275食）と記載があり、3,600人（食）を下回ると思われますので、「3,600人以上4,500人以下」は誤りになりますでしょうか。	当該部分の「各年度毎（5月1日時点）の提供対象者数が3,600人以上4,500人以下となること」を「各年度毎（5月1日時点）の提供対象者数が3,000人以上4,300人以下となること」に変更します。
16	第三者賠償責任保険	31	IV	7	(1) (2)	3)			「前1)、2)の規定に係わらず、市が承諾した場合にかぎり、保険の内容を変更、又は付保を免除することができるものとする。」と記載がございますが、保険付保に伴い応札金額に影響があるため、第三者賠償責任保険の補償額を対人、1事故、対物ともに1億円とする等、補償	本事業では、原則として、「事業者」による「1）建設工事保険」、「2）第三者賠償責任保険事業者」の付保（内容を含む。）は、必須とします。ただし、「事業者」の提案において、保険の対象となる施設等の更新等業務（項目毎）のうち一部の項目が、極めて軽微な場合には、「事業者」の申出を受け

番号	項目	頁	章	1	(1)	1)	ア	①	質問	回答
									額や範囲を事業者提案とさせていただけないでしょうか。	て、市の判断により、当該項目にかかる保険の内容を変更、又は付保を免除することができるものとします。なお、当該判断の時期は、「事業者」の申出によるものとしますが、「事業者」は、着工までに相当の期間を持って申出をする必要があります。
17	事業契約締結								事業契約（仮契約）の締結後、代表企業の社名変更が生じた場合に必要となる届出、事業契約書その他の提出書類の変更手続きについてご教示ください。また、社名変更のみで法人格に変更がない場合、事業契約上の代表企業としての地位は継続されとの理解でよろしいでしょうか。	先ず、本事業における代表企業とは、「入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時に構成員名及び代表企業名を明記して、必ず代表企業が入札に関する手続を行うこと。」としており、市との事業契約締結の相手方である特別目的会社に代表企業という概念はありません。そのうえで、例えば、特別目的会社への出資者の名義変更などの手続の詳細については、市と事業者で協議の上、決定するものとします。
18	年度別稼働日数								積算の前提条件となるため、運営等業務期間中における、年度別の稼働日数をご教示いただきたく存じます。	年間200日から205日までの稼働日数を想定しています。

< 様式集に関する質問回答 >

番号	項目	頁	様式	章	1	(1)	1)	ア	質問	回答
19	提案書類の提出部数について	5				(5)	1)		提案書類について10部提出とありますが、第2期事業と同様に、「正本」と「副本」の区分は不要という認識でよろしいでしょうか。また、企業名対照表についても、提出不要という認識でよろしいでしょうか。	ご質問の前段について、ご理解のとおりです。 ご質問の後段について、＜様式5＞が相当するものと考えています。
20	CD-Rの部数について	5				(5)	1)		CD-Rについては、＜様式17＞から＜様式42＞まで（＜様式21＞を含む）のPDFデータを保存したものを1枚、＜様式21＞のEXCELデータのみを保存したものを1枚の、計2枚を提出するという認識でよろしいでしょうか。	PDFデータとEXCELデータは、同一のCD-R（又はDVD-R）に保存することによりものとします。
21	様式21について	5				(5)	1)		＜様式21＞についてはEXCELデータでの提出とありますが、第2期事業と同様に、公表資料のWordデータを参考に、事業者にてExcelデータを作成するという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	様式19	30	19					エ	「エ 事業全体のスケジュール」についてA4判（枚数任意）とありますが、記載内容に	エについては、A4判（枚数は任意）としていますが、A3判（横使い）枚数任意で作成し、

番号	項目	頁	様式	章	1	(1)	1)	ア	質問	回答
	エ 事業全体のスケジュール								応じて、A 4 判または A 3 判横書き（A 4 判に折り込み）のいずれかを選択して作成してもよろしいでしょうか。	A 4 判に折り込むことでもよいものとします。
23	<様式 10> 入札参加グループの構成員に関する納税に関する書類								国税庁が令和 8 年 9 月 29 日付で公表した「税務署窓口における各種手続の遅延について」によると、国税システムの更改に伴う問題により、税務署窓口及び e-Tax による納税証明書の交付に相当の時間を要する状況とされています。 この影響により、入札参加グループの構成員が、入札参加表明書等の提出期限までに<様式 10>に係る納税証明書を取得できない場合、申請、請求又は受付を行ったことが確認できる書類を提出した上で、納税証明書を取得次第、後日提出する取扱いを認めていただけるでしょうか。 また、後日提出が認められない場合は、代替書類として提出可能な書類をご教示ください。	納税証明書の交付に相当の時間を要する影響により、入札参加グループの構成員が、入札参加表明書等の提出期限までに<様式 10>に係る納税証明書を取得できない場合は、申請、請求又は受付を行ったことが確認できる書類を提出した上で、納税証明書を取得次第、後日提出することによりよいものとします。ただし、その場合であっても、入札書及び入札提案書類の受付期限日（開札日）の前日までの提出を必須とします。
24	様式 19 備考について								「◆ア、イ、ウ、オについては、A 4 判 2 枚に、具体的に記載してください。エについては、A 4 判（枚数は任意）に、具体的（項目毎の一覧形式）に記載してください。」とございますが、アイウエオの順番ではなく、アイウオエの順番とし、アイウオで 2 枚、エは 3 枚目以降任意枚数として提案すれば宜しいでしょうか。（以降の様式についても、同様の考え方ででしょうか）	一つの様式に枚数を規定している項目と任意としている項目がある場合において、ご理解のとおりとします。
25	様式 26 備考について								「◆ア、ウについては、A 4 判 1 枚に、具体的に記載してください。イについては、A 4 判（枚数は任意）に、具体的（項目毎の一覧形式）に記載してください。」とございますが、「項目毎の一覧形式」とは、表形式に限らず、すべての項目を網羅し、ひとつずつ文章で提案を記載する形でもよろしいでしょうか。（まとめ方のイメージを確認させてください。以降の様式についても同様）	まとめ方のイメージは、入札参加者の判断によるものとしますが、可能な限り、分かり易いものとしてください。
26	様式 27～30								様式 27～30 では記載項目が「ア」の次に「ウ」とされていますが、「ウ」を「イ」と読み	<様式 27～30>の項目「ウ」を「イ」に修正します。

番号	項目	頁	様式	章	1	(1)	1)	ア	質問	回答
									替えて作成してよろしいでしょうか。	
27	様式 34								表題は、「＜様式 3 4＞ 3）調理設備・食器食缶等・施設備品保守管理業務」ですが、本文では、「2）調理設備・食器食缶等・施設備品保守管理業務」とあります。本文は、3）で修正して宜しいでしょうか。	「2）調理設備・食器食缶等・施設備品保守管理業務」を「3）調理設備・食器食缶等・施設備品保守管理業務」に修正します。

< 要求水準書に関する質問回答 >

番号	質問	頁	I	1	(1)	1)	ア	①	質問	回答
28	検便検査	43		2	(1)	1)	カ		「ノロウイルス検査を、毎年 10 月から 3 月の期間に、高感度の検便検査（リアルタイム PCR 法、RT-PCR 法）等により月 1 回以上行う」と記載がございますが、実施回数を事業者の任意としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
29	アレルギー対応食の提供	44	IV	2	(1)	6)			アレルギー対応食の提供については、現事業において実施をしていない認識でございます。本事業にて事業開始段階からアレルギー対応食の提供を開始する予定でしょうか。事業 3 年目より開始する等、方針がございましたら応札金額に影響があるため、ご教示ください。	本事業において実際に給食提供を開始する年度（令和 10 年度）当初から対応可能な体制で検討してください。なお、入札説明書等においてアレルギー対応食の提供としているため、ご質問にあるような時期による金額の変動の想定はしていません。
30	要求水準書	44	IV	2	(1)	5)	イ		「果物調理業務従事者は、他の業務と兼任せず選任とする。」との記載がありますが、下処理業務は兼任に該当するのかがご教示ください。果物調理業務従事者が下処理業務に従事することは可能でしょうか。	可能とします。ただし、要求水準書 P 44 IV 2 (1) 4) エと同様の対応とします。
31	選定事業者の業務範囲	46	IV	2	(4)	1)	ア		実施方針等に関する質問回答書の質問 39 において、検収時に品質不良等を発見した場合の連絡体制及び代替食材調達までの対応フローは、入札公告時に示すとの回答がありました。本公募資料における該当箇所をご教示ください。具体的な記載がない場合は、市、選定事業者及び食材納入業者の役割分担、連絡手順、判断主体、代替食材の調達主体並びに費用負担をご教示ください。	追記事項 2 をご確認ください。なお、詳細な手順等については、事業契約の締結後、市と事業者で協議の上、定めるものとし、これをマニュアル等に反映させることとします。
32	品質不良等の対応フローについて	46	IV	2	(4)	2)	ア		「検収業務」において、選定事業者は市が調達した食材について、市の指示に基づき数量・品質・異物等の点検及び確認を行うこととされています。一方で、検収時に品質不良、数量不足、異物混入その他給食提	番号 31 への回答を参照してください。

番号	質問	頁	I	1	(1)	1)	ア	①	質問	回答
									供に支障を及ぼす可能性のある事象を確認した場合の判断主体及び対応フローについては記載がないため、当該事象が発生した場合の市と選定事業者それぞれの役割分担、連絡手順及び対応責任の考え方をご教示ください。	
33	市独自のソフト事業への協力支援	46	IV	5	(2)	1)	イ		実施方針等に関する質問回答書の質問 41 において、バイキング給食を同日に複数校で開催する予定はないとの回答がありました。当該回答は本公募後も変更なく、事業期間を通じて同日に複数校で実施しないことを前提に、人員配置及び費用を算定してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。バイキング給食を同日に複数校で開催する予定はありません。
34	バイキング給食の配置者要件	47	IV	2	(4)	2)	オ		バイキング給食の補助を行う者について、要求水準書では、1 クラス当たり 2 名のうち 1 名以上を主任・班長等とすることが求められています。当該業務に必要な経験及び理解を有し、責任を持って対応できる者であれば、役職にかかわらず配置することを認めていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。ただし、同一学校で複数クラス同時実施の場合は、主任・班長等は全体で 1 名以上でも可とします。
35	洗浄・残滓処理業務	48	IV	5	(2)	2)	ウ		実施方針等に関する質問回答書の質問 43 において、児童生徒等の食べ残しに伴う残滓の計量については、事業契約締結後、市との協議の上、現状と同様に学校単位での計量でも可とし、学年又はクラスごとの計量は、市から指示がある特別な場合を除き、通常実施する必要はないとの回答がありました。一方、要求水準書では「それぞれクラス毎に計量及び記録を行う」と記載されています。通常時は学校単位で計量し、市から指示があった特別な場合のみ、学年又はクラスごとに計量するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。児童生徒等の食べ残しに伴う残滓の計量については、事業契約の締結後、市と事業者で協議の上、現状と同様に学校単位での計量でも可とし、学年又はクラスごとの計量は、市から指示がある特別な場合を除き、通常実施する必要はないものとします。

＜ 添付資料・別冊資料に関する質問回答 ＞

番号	項目	資料	資料名称等	枚目	上中下	質問	回答
36	年度別の総給食数		【添付資料 1】児童生徒数の推移に伴う年度別			維持管理業務、運営等業務期間中は、令和 10 年度～令和 19 年度までと認識しておりますが、総給食数は令和 18 年度までの記載となっております。積算の前提条件となるため、令和 19 年度の総給食数をご教示いただきたく存じます。	入札説明書 P 30 IV 6 (4) 4) オによるものとします。

番号	項目	資料	資料名称等	枚目	上中下	質問	回答
			総給食数				

＜ 落札者決定基準に関する質問回答 ＞
なし

＜ 基本協定書（案）に関する質問回答 ＞

番号	項目	頁	条	項	号	別紙	-	-	質問	回答
37	違約金の発生条件	3	8	1					市側にも帰責事由がある場合にまで違約金が発生するのは不合理だと思いますので、冒頭に「もっぱら」と追記し、「もっぱら乙又は事業予定者の責めに帰すべき事由により・・・」と変更していただけないでしょうか。 また、乙の構成員のうち、帰責事由のない者にまで違約金の支払義務が及ぶことは避けたいと考えます。「ただし、自己の責めに帰すべき事由のない乙の構成員は、当該違約金の支払義務を負わない。」と追記していただけないでしょうか。	ご質問の前段について、原案のとおりとします。市の帰責事由の有無にかかわらず、乙（落札者グループ）又は事業予定者に帰責事由がある場合には、基本協定書第8条第1項に基づき違約金の支払義務が発生します。 仮に、市の帰責事由も併存する場合には、乙も同条第2項に基づき市に対して損害賠償を請求することができるものの、市の違約金請求権及び乙の損害賠償請求権の両方について、過失相殺又は信義則等により請求可能額が減額されるものと理解しています。 ご質問の後段について、原案のとおりとします。乙は一体として本事業の入札手続に参加していることから、乙は連帯で責任を負うこととなります。
38	損害賠償請求権の帰属について	3	8	2					乙の構成員に生じた損害については、当該構成員が損害賠償を請求できる趣旨と理解しております。「乙において損害が生じた場合、乙は」との文言は、「乙の構成員に損害が生じた場合、当該構成員は」とするのが適切かと思います。 また、事業契約の仮契約の締結までに事業予定者が設立されることとなっており（基本協定書（案）第3条第1項）、仮契約の締結に至らなかった場合には、事業予定者にも損害が生じる可能性があるため、事業予定者が甲に対して損害賠償を請求することができることを明記していただけないでしょうか。	ご質問の前段について、原案のとおりとします。乙（落札者グループ）は一体として本事業の入札手続に参加していることから、損害賠償の請求主体は、個別の構成員ではなく、乙となります。 ご質問の後段について、原案のとおりとします。事業予定者は基本協定書の当事者ではないため、損害賠償の請求主体にはなりません。事業予定者の設立にかかる費用については、設立者たる乙（基本協定書第3条第1項等参照）自らの損害として、賠償請求の対象となりうると理解しています。
39	違約金の発生条件	3	8	3					市側にも帰責事由がある場合にまで違約金が発生するのは不合理だと思いますので、但し書き以降の冒頭に「もっぱら」と追記し、「もっぱら乙又は事業予定者の責めに帰すべき事由により・・・」と変更していただけないでしょうか。	ご質問の前段について、原案のとおりとします。市の帰責事由の有無にかかわらず、乙（落札者グループ）又は事業予定者の責めに帰すべき事由により東根市議会の議決が得られないことが明らかな場合には、乙は基本協定書第8条第1項に基づき違

番号	項目	頁	条	項	号	別紙	-	-	質問	回答
									また、乙の構成員のうち、帰責事由のない者にまで違約金の支払義務が及ぶことは避けたいと考えます。「ただし、自己の責めに帰すべき事由のない乙の構成員は、当該違約金の支払義務を負わない。」と追記していただけないでしょうか。	約金の支払義務を負います。 「明らかな場合」とあるように、違約金の支払義務が生じる場面は限定されます。 ご質問の後段について、原案のとおりとします。番号 37 への回答を参照してください。
40	秘密保持義務の例外について	3	9						本事業の遂行に当たっては、弁護士等の専門家の意見を求めるために情報を開示する必要が生じることが想定され、また、事業契約書（案）第 8 5 条第 1 項では「自己の代理人及びコンサルタント」への情報開示が認められているため、本条についても同様の開示が可能となるようご修正いただけますでしょうか。	基本協定書第 9 条本文を下記のとおり修正します。 記 「甲と乙は、本基本協定に関する事項につき知りえた情報について、相手方の事前の承諾を得ることなく、自己の役員及び従業員、自己の代理人及びコンサルタント以外の第三者に開示しないこと並びに本基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。」

＜ 事業契約書（案）に関する質問回答 ＞

番号	項目	頁	章	節	条	項	号	別紙	質問	回答
41	事業者の責任の範囲について	10	4	1	18	4			後段について、事業者の責めに帰すことのできない事由により生じた損害又は増加費用等についてまで事業者が負担することとなるおそれがあるため、「仮に、『施設等の更新等業務』の実施に際し、 <u>『事業者』の責めに帰すべき事由により、・・・必要最小限の範囲を超えて何らかの影響が生じ、・・・</u> 」等にご修正いただけますでしょうか（下線部が追記箇所）。	基本協定書第 18 条第 4 項後段（「仮に」以下）を下記のとおり修正します。 記 「仮に、「施設等の更新等業務」の実施により、「本件施設等」のうち「本件各更新施設等」以外の箇所又は「施設等の維持管理業務」若しくは「給食の運営等業務」に何らかの影響が生じ、「市」に損害又は増加費用等が生じた場合には、事業者の責めに帰すべき事由によらない場合を除き、「事業者」が当該損害又は増加費用等を負担するものとする。」
42	工事監理者	11			21	1			「「事業者」は、自らの責任と費用負担において、「工事監理者」という。）を設置し、」とございますが、文章が歯抜けになっている可能性があるため、ご確認をお願いします。	当該部分の「「工事監理者」という。）を設置し、」を「「工事監理者」を設置し、」に修正します。
43	項番号の修正	17	4	5	36	10			9 項が欠番となっておりますので、項番号をご修正ください。	第 10 項以降を一項ずつ繰りあげます。
44	契約保証金	18	4	6	37	2			契約保証の金額は、「「施設等更新等費相当分（項目毎）」の 100 分の 10」とありますが、「A 施設等の更新等業務に対するサービス購入費相当額の 100 分の 10」と同義という理解で宜しいでしょうか。（第 2 期事業では「「施設等更新等費相当分」の	原案のとおりとします。なお、施設等更新等費相当分は、「A 施設等の更新等業務に対するサービス購入費」と「A' 施設等の更新等業務に関する消費税及び地方消費税相当額」の合計額であることに留意してください。

番号	項目	頁	章	節	条	項	号	別紙	質問	回答
									100 分の 10」という表現でした。))	い。番号 46 への回答を参照してください。
45	契約保証金	18	4	6	37	5			「前各項の規定に係わらず、市が承諾した場合に限り、契約保証金を免除することができるものとする。」とございますが、こういった場合に免除できる可能性があるのか、また、いつご判断いただけるのか、ご教示願います。免除できる場合は事業計画及び提案価格にも影響するため、確認させていただきます。	本事業では、原則として、「事業者」による契約保証金の納付等は必須とします。ただし、「事業者」の提案において、保証の対象となる施設等の更新等業務（項目毎）のうち一部の項目が極めて軽微になる場合には、事業者の申出を受けて、市の判断により、当該項目にかかる契約保証金の納付等を免除することができるものとします。なお、当該判断の時期は、「事業者」の申出によるものとしますが、「事業者」は、着工までに相当の期間を持って申出をする必要があります。
46	契約の保証	18	4	6	37	5			事業契約書（案）第 37 条に定める更新業務に係る契約保証について、本事業では「本件各更新施設等（項目毎）」とされていますが、現在検討している履行保証保険では、更新項目ごとの付保ができません。第 2 期事業と同様に「項目毎」との規定を削除し、「本件各更新施設等」の更新等に係る債務の履行を保証する規定としていただくことは可能でしょうか。	「本件各更新施設等（項目毎）」を「本件各更新施設等」とすることでもよいものと思いますが、「施設等の更新等業務」が長期間にわたるため、事業契約書の前文又は別紙 1 の記載内容によって、「本件各更新施設等（項目毎）」の履行保証保険契約の締結が可能であれば、「本件各更新施設等（項目毎）」でもよいものとします。詳細については、「市」と「事業者」の協議により定めるものとします。番号 44 への回答を参照してください。
47	施設等の損傷	24			50	1			「その他の「事業者」側の関係者」との記載がありますが、具体的にどのような者がこれに該当するのか不明です。「事業者」及び「受託者等」の従業員以外の第三者による損傷については、「事業者」が修復義務を負う合理的な理由がないと思いますので、この部分は削除していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。なお、「関係者」とは、例えば「事業者」及び「受託者等」の取引関係者を含みます。
48	用語の統一	27	6		58				「本件各更新設備等」は、「本件各更新施設等」に統一するのが適切かと思います。	当該部分の「本件各更新設備等」を「本件各更新施設等」に修正します。
49	違約金及び「本件各更新施設等」に関する「本契約」解除等の効力	31	7	2	68	2			「「本件各更新施設等」の全部又は一部について「市」への引渡しがなされる前に、前条により「本契約」が解除等された場合には、「事業者」は、「市」に対して、前項の違約金に加えて、引渡し前の「本件各更新施設等」にかかる「施設等更新等費相当分」の 100 分の 10 に相当	ご理解のとおりです。

番号	項目	頁	章	節	条	項	号	別紙	質問	回答
									する金額を違約金として支払う。」と記載がありますが、 ①引き渡しできなかった施設が一部であった場合でも、引渡し前の「本件各更新施設等」にかかる「施設等更新等費相当分」の100分の10に相当する違約金を支払う認識でよろしいでしょうか。 その場合の考え方は、「施設等維持管理費相当分」（年額）及び「給食運営等費相当分」（年額）の100分の25に相当する金額」+引渡し前の「本件各更新施設等」にかかる「施設等更新等費相当分」の100分の10に相当する違約金」という認識で間違いありませんでしょうか。	
50	文言の修正	32	7	3	69	2			「給食等運営等費相当分」は、「給食運営等費相当分」の誤記かと思います。	当該部分の「給食等運営等費相当分」を「給食運営等費相当分」に修正します。
51	「不可抗力」に係る協議及び増加費用の負担	36			76	3	(1)～(3)		不可抗力によって損害又は増加費用が発生した場合には、当該業務の全部または一部に係る金額の100分の1（変動料金は食数）に基づく当該「事業年度」総額の100分の20に相当する額）について、事業者負担となっておりますが、不可抗力については事業者側にてコントロールできない事象との認識です。保険付保に伴い応札金額に影響があるため、そのリスク負担についてはすべて市側としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。なお、「(3)（略）、入札時に適用した「年間提供給食数」に基づく当該「事業年度」総額の100分の20に相当する額）の合計額の（略）」を「(3)（略）、入札時に適用した「年間提供給食数」に基づく当該「事業年度」総額の100分の10に相当する額）の合計額の（略）」に修正します。
52	別紙7	51			1				「・・・令和5年1月●日付で締結した・・・」とございますが、誤植かと思うのでご確認ください。	当該部分の「令和5年1月●日付」を「令和9年1月●日付」に修正します。

＜ その他に関する質問回答 ＞
なし

以 上

追記事項 1（番号 1、12 関係）

- 1 入札説明書を以下のとおり変更します。なお、~~○○○○~~は削除部分、○○○○は追記部分です。

I 事業内容に関する事項

1 事業の概要

(8) 業務の内容及び範囲

選定事業者が実施する業務（以下「本業務」という。）の範囲は、以下に掲げるとおりとする。

3) 給食の運営等業務

ア 給食の運営等に係る調理業務（下処理業務及び配缶業務、食材検収業務を含む。）

イ 給食の運営等に係る衛生管理業務

ウ 給食の運営等に係る配送・回送業務

エ 給食の運営等に係る洗浄・残滓処理業務

オ 給食の運営等に係る運営備品調達業務（食器食缶等調達業務を除く。）

カ 給食の運営等に係る光熱水費の管理・支払業務（維持管理業務で必要となる光熱水費を含む。）

オキ 上記各項目に伴う各種申請等業務

なお、給食の運営等に関して市が直接実施する主な業務は、献立表作成業務、食材調達業務、配膳業務及び給食費の徴収管理業務とする。

IV 事業契約等に関する事項

6 支払条件等

(1) 支払の構成

市の選定事業者に対する支払（サービス購入費）は、施設等更新等費相当分、施設等維持管理費相当分及び給食運営等費相当分で構成される。なお、それぞれに含まれる項目は、以下に掲げるとおりである。

選定事業者に対する支払（サービス購入費）の内訳	
施設等更新等費相当分	
A 施設等の更新等業務に対するサービス購入費	
ア 施設等の更新等に係る調査・設計業務及び関連業務	
イ 施設等の更新等に係る建設業務（附帯施設を含む。）及び関連業務	
ウ 施設等の更新等に係る調理設備設置業務及び関連業務	
エ 施設等の更新等に係る工事監理業務及び関連業務	
オ 上記各項目に伴う各種申請等業務	
カ その他費用 選定事業者の開業に要する諸費用、建中金利・保険料、その他施設等の更新等業務に関して初期投資として必要となる諸費用	
A' 施設等の更新等業務に関する消費税及び地方消費税相当額	

施設等維持管理費相当分	
B	施設等の維持管理業務に対するサービス購入費
ア	施設等の維持管理に係る建築物保守管理業務（建築物の修繕業務を含む。）
イ	施設等の維持管理に係る建築設備保守管理業務（建築設備の修繕業務を含む。）
ウ	施設等の維持管理に係る附帯施設保守管理業務（附帯施設の修繕業務を含む。）
エ	施設等の維持管理に係る調理設備・食器食缶等・施設備品保守管理業務（調理設備の修繕業務、食器食缶等の修繕・補充業務、施設備品の修繕業務を含む。）
オ	施設等の維持管理に係る清掃業務
カ	施設等の維持管理に係る警備業務
キ	上記各項目に伴う各種申請等業務
ク	その他費用 選定事業者の管理費（人件費、一般管理費、事務費、保険料等）、法人税・法人の利益に対して係る税金・税引後利益、その他施設等の維持管理業務に関して必要となる諸費用
B'	施設等の維持管理業務に関する消費税及び地方消費税相当額
給食運営等費相当分	
C	給食の運営等業務に対するサービス購入費（固定料金分と変動料金分からなる。）
ア	給食の運営等に係る調理業務（下処理業務及び配缶業務、食材検収業務を含む。）
イ	給食の運営等に係る衛生管理業務
ウ	給食の運営等に係る配送・回送業務
エ	給食の運営等に係る洗浄・残滓処理業務
オ	給食の運営等に係る運営備品調達業務（食器食缶等調達業務を除く。）
カ	給食の運営等に係る光熱水費の管理・支払業務（維持管理業務で必要となる光熱水費を含む。）
~~キ~~	上記各項目に伴う各種申請等業務
~~ク~~	その他費用 選定事業者の管理費（人件費、一般管理費、事務費、保険料等）、法人税・法人の利益に対して係る税金・税引後利益、その他給食の運営等業務に関して必要となる諸費用
C'	給食の運営等業務に関する消費税及び地方消費税相当額（固定料金分と変動料金分からなる。）

※ なお、不動産取得税に関しては、選定事業者が各更新施設等を原始取得し、6か月以内に未使用のまま市に所有権を移転することにより、非課税になるものと認識している。

(4) 給食運営等費相当分

1) 給食運営等費相当分の内容

ア 固定料金

市は、給食運営等費相当分の総額のうち固定料金として、「C 給食の運営等業務に対するサービス購入費」の固定料金分と「C' 給食の運営等業務に関する消費税及び地方消費税相当額」の固定料金分の合計額を、給食の運営等業務の開始日（令和 10 年 4 月 1 日）から事業契約の完了までの 10 年間にわたって、選定事業者均等方式で支払う。

固定料金には、給食の運営等業務のうち、調理業務に係るサービス購入費、衛生管理業務に係るサービス購入費、配送・回送業務に係るサービス購入費、洗浄・残滓処理業務に係るサービス購入費、運営備品調達業務に係るサービス購入費、**光熱水費の管理・支払業**

務（維持管理業務で必要となる光熱水費を含む。）に係るサービス購入費、各種申請等業務に係るサービス購入費にあつて、提供給食数に関係なく生じる費用が該当するものと想定している。なお、固定料金と変動料金の具体的な構成区分や割合については、入札参加者の提案に委ねるものとする。

イ 変動料金

市は、給食運営等費相当分の総額のうち変動料金として、「C 給食の運営等業務に対するサービス購入費」の変動料金分と「C' 給食の運営等業務に関する消費税及び地方消費税相当額」の変動料金分の合計額を、給食の運営等業務の開始日（令和 10 年 4 月 1 日）から事業契約の完了までの 10 年間にわたって、選定事業者に変動料金算定基準に基づいて支払う。

変動料金には、給食の運営等業務のうち、調理業務に係るサービス購入費、衛生管理業務に係るサービス購入費、配送・回送業務に係るサービス購入費、洗浄・残滓処理業務に係るサービス購入費、運営備品調達業務に係るサービス購入費、光熱水費の管理・支払業務（維持管理業務で必要となる光熱水費を含む。）に係るサービス購入費にあつて、提供給食数に応じて変動する費用が該当するものと想定している。なお、固定料金と変動料金の具体的な構成区分や割合については、入札参加者の提案に委ねるものとする。

2) 給食運営等費相当分の支払期間・回数等

事業契約に定める給食運営等費相当分の支払を以下の手順で行う。

ア 固定料金

- ① 給食の運営等業務の開始日（令和 10 年 4 月 1 日）から事業契約の完了までの 10 年間にわたって、年 4 回・計 40 回の均等方式で行う。
- ② 選定事業者は、毎月の運営業務終了後、翌月の 10 日（10 日が閉庁日の場合はその翌開庁日）までに、業務報告書（月報）を作成し、市に報告を行う。また、選定事業者は、毎四半期の運営業務終了後、翌月の 10 日（10 日が閉庁日の場合はその翌開庁日）までに、業務報告書（四半期報）を作成し、市に報告を行う。
- ③ 市は、上記②の報告を受けてから 7 日（7 日目が閉庁日の場合はその翌開庁日）以内に、当該月のモニタリングの結果を通知する。
- ④ 選定事業者は、上記③の通知を受けた後、毎年度の 6 月末日の翌日（4 月から 6 月分）、9 月末日の翌日（7 月から 9 月分）、12 月末日の翌日（10 月から 12 月分）及び 3 月末日の翌日（1 月から 3 月分）からそれぞれ 30 日以内に、市に対して請求書を送付する。
- ⑤ 市は、適法な請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。
- ⑥ 上記②から⑤の支払手続は、変動料金分と一括して行うものとする。

イ 変動料金

- ① 給食の運営等業務の開始日（令和 10 年 4 月 1 日）から事業契約の完了までの 10 年間にわたって、年 4 回・計 40 回の「変動料金算定基準」に基づく方式で行う。
- ② 変動料金の支払手続は、ア 固定料金の②から⑤の支払手続と一括して行うものとする。

3) 給食運営等費相当分の支払額の改定（光熱水費以外のうちパート人件費以外の部分・固定料金及び変動料金）

ア 給食運営等費相当分のうち「C 給食の運営等業務に対するサービス購入費（光熱水費以外のうちパート人件費以外の部分・固定料金及び変動料金）」の支払額は、事業期間中の物価変動に対応して改定する。なお、給食運営等費相当分のうち「C' 給食の運営等業務に関する消費税及び地方消費税相当額（光熱水費以外のうちパート人件費以外の部分・固定料金及び変動料金）」の支払額は、「C 給食の運営等業務に対するサービス購入費（光熱水費以外のうちパート人件費以外の部分・固定料金及び変動料金）」に、支払対象期間の消費税及び地方消費税率を乗じた額とする。給食運営等費相当分の支払額の改定は、固定料金及び変動料金の双方を対象とする。

イ 物価変動を踏まえた支払額の改定時期は、以下のとおりとする。

① 改定の指数（現指数）：毎年8月次の「企業向けサービス価格指数」（日本銀行調査統計局）の指数を基に算出する。

② 改定の反映：翌年度の4月1日以降の支払額に反映させる。

ウ 物価変動を踏まえた支払額の改定方法は、以下のとおりとする。

① 初回（令和10年度以降の給食運営等費相当分（光熱水費以外のうちパート人件費以外の部分・固定料金及び変動料金）の支払額）の改定は、本事業の入札日が属する年度（令和8年度）の12月次の「企業向けサービス価格指数」の指数を基に算出した改定の指数に対して、現指数が±1.5パーセント以上変動した場合に改定する。

② 2回目以降の改定は、前回改定時の改定の指数に対して、現指数が±1.5パーセント以上変動した場合に改定する。

エ 支払額の算出方法（改定率等）

施設等維持管理費相当分の支払額の改定と同様とする。ただし、「企業向けサービス価格指数（SPPI）」は以下のとおりとする。

※ 「企業向けサービス価格指数（SPPI）」には、「日本銀行調査統計局／企業向けサービス価格指数／給食サービス／〇月速報の〇-1月の値」において公表される指数を採用する。

4) 給食運営等費相当分の支払額の改定（光熱水費以外のうちパート人件費の部分・固定料金及び変動料金）

ア 給食運営等費相当分のうち「C 給食の運営等業務に対するサービス購入費（光熱水費以外のうちパート人件費の部分・固定料金及び変動料金）」の支払額は、事業期間中の物価変動に対応して改定する。なお、給食運営等費相当分のうち「C' 給食の運営等業務に関する消費税及び地方消費税相当額（光熱水費以外のうちパート人件費の部分・固定料金及び変動料金）」の支払額は、「C 給食の運営等業務に対するサービス購入費（光熱水費以外のうちパート人件費の部分・固定料金及び変動料金）」に、支払対象期間の消費税及び地方消費税率を乗じた額とする。給食運営等費相当分の支払額の改定は、固定料金及び変動料金の双方を対象とする。

イ 物価変動を踏まえた支払額の改定時期は、以下のとおりとする。

① 改定の指数（現指数）：山形県最低賃金時間額」（厚生労働省山形労働局）を基に算出する。

② 改定の反映：翌年度の4月1日以降の支払額に反映させる。

ウ 物価変動を踏まえた支払額の改定方法は、以下のとおりとする。

① 初回（令和10年度以降の給食運営等費相当分（光熱水費以外のうちパート人件費の部分・固定料金及び変動料金）の支払額）の改定は、本事業の入札日が属する年度（令和8年度）の12月次の「山形県最低賃金時間額（以下「最低賃金」）」という。」（厚生労働省山形労働局）に対して、現最低賃金が改定された場合に改定する。

② 2回目以降の改定は、前回改定時の改定の指数に対して、現最低賃金が改定された場合に改定する。

エ 支払額の算出方法（改定率等）

① 令和10年度の1回当たりの支払額の改定（1回目）

$$\bullet P10=P08 \times (W09 \cdot 10 / W08 \cdot 10)$$

② 令和n年度の1回当たりの支払額の改定

<過去に一度も改定されていない場合の支払額の改定>（1回目）

$$\bullet Pn=P08 \times (Wn-1 \cdot 10 / W08 \cdot 10)$$

<既に改定されたことのある場合の支払額の改定>（2回目以降）

$$\bullet Pn=Pr \times (Wn-1 \cdot 10 / Wr-1 \cdot 10)$$

<凡例>

- ・ P08 : 事業契約書の記載に基づく1回当たりの支払額
- ・ P10 : 令和10年度の1回当たりの支払額
- ・ W08・10 : 令和8年10月頃に公表される最低賃金
- ・ W09・10 : 令和9年10月頃に公表される最低賃金
- ・ Pn : 令和n年度の1回当たりの支払額
- ・ Wn-1・10 : 令和n-1年10月頃に公表される最低賃金
- ・ Pr : 令和r年度の1回当たりの支払額
- ・ Wr-1・10 : 令和r-1年10月頃に公表される最低賃金
- ・ r : 直前(直近)の支払額が改定された年度
- ・ (W000/W000)-1 : 改定率

※ 改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

※ 10月頃に公表される最低賃金について／10月頃としているのは、市が翌年度予算案の作成に取り掛かる時期を意識したものであり、仮に、何らかの理由で最低賃金の公表が遅れた場合であっても、翌年度に適用されることが確実であり、かつ、翌年度予算に関する手続に間に合うようであれば、当該公表の最低賃金を反映するものとする。

5) 給食運営等費相当分の支払額の改定（光熱水費のうちガス以外の部分・固定料金及び変動料金）

ア 給食運営等費相当分のうち「C 給食の運営等業務に対するサービス購入費（光熱水費のうちガス以外の部分）」の支払額は、事業期間中の物価変動に対応して改定する。なお、給食運営等費相当分（光熱水費のうちガス以外の部分）のうち「C' 給食の運営等業

務に関する消費税及び地方消費税相当額（光熱水費のうちガス以外の部分）」の支払額は、「C 給食の運営等業務に対するサービス購入費（光熱水費のうちガス以外の部分）」に、支払対象期間の消費税及び地方消費税率を乗じた額とする。給食運営等費相当分（光熱水費のうちガス以外の部分）の支払額の改定は、固定料金及び変動料金の双方を対象とする。

イ 物価変動を踏まえた支払額の改定時期は、以下のとおりとする。

① 改定の指数（現指数）：毎年度の8月次及び2月次の「消費者物価指数」（総務省統計局）の指数を基に算出する。（年2回の改定）

② 改定の反映

毎年度の8月次の指数は、翌年度の4月1日から9月31日までの支払額に反映させる。毎年度の2月次の指数は、翌年度の10月1日から3月31日までの支払額に反映させる。

ウ 物価変動を踏まえた支払額の改定方法は、以下のとおりとする。

① 初回（令和10年度4月から9月までの給食運営等費相当分（光熱水費のうちガス以外の部分）の支払額）の改定は、本事業の入札日が属する年度（令和8年度）の12月次の「消費者物価指数」の指数を基に算出した改定の指数に対して、現指数が±1.5パーセント以上変動した場合に改定する。

② 2回目以降の改定は、前回改定時の改定の指数に対して、現指数が±1.5パーセント以上変動した場合に改定する。

エ 支払額の算出方法（改定率等）

① 令和10年度4月から9月までの1回当たりの支払額の改定（1回目）

・ $P_{10上} = P_{08下} \times (CPI_{09・08} / CPI_{08・12})$ 、ただし $| (CPI_{09・08} / CPI_{08・12}) | \geq 1.5$ パーセント

② 令和n上・下年度の1回当たりの支払額の改定

<過去に一度も改定されていない場合の支払額の改定>（1回目）

・ $P_{n上・下} = P_{08下} \times (CPI_{n-1上・下} / CPI_{08・12})$ 、ただし $| (CPI_{n-1上・下} / CPI_{08・12}) | \geq 1.5$ パーセント

<既に改定されたことのある場合の支払額の改定>（2回目以降）

・ $P_{n上・下} = P_{r上・下} \times (CPI_{n-1上・下} / CPI_{r-1上・下})$ 、ただし $| (CPI_{n-1上・下} / CPI_{r-1上・下}) | \geq 1.5$ パーセント

<凡例>

- ・ $P_{08下}$: 事業契約書の記載に基づく1回当たりの支払額
- ・ $P_{10上}$: 令和10年度4月から9月までの1回当たりの支払額
- ・ $CPI_{08・12}$: 令和8年12月の指数/(1+調査月の消費税及び地方消費税率)
- ・ $CPI_{09・08}$: 令和9年度8月の指数/(1+調査月の消費税及び地方消費税率)
- ・ $P_{n上・下}$: 令和n年度上・下の1回当たりの支払額
- ・ $CPI_{n-1上・下}$: 令和n-1年度8月・2月の指数/(1+調査月の消費税及び地方消費税率)
- ・ $P_{r上・下}$: 令和r年度上・下の1回当たりの支払額
- ・ $CPI_{r-1上・下}$: 令和r-1年度8月・2月の指数/(1+調査月の消費税及び地方消費税率)
- ・ $r上・下$: 直前(直近)の支払額が改定された年度

- ・ $(CPI000/CPI000)$: 改定率

※ 改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

※ 電気代、水道代、その他（油類）に係る「消費者物価指数（CPI）」には、「総務省統計局／消費者物価指数／都市階級・地方・大都市圏・都道府県庁所在市別中分類指数／山形市」において公表される以下の指数を採用する。

- ・ 電気代に係る「消費者物価指数（CPI）」は「電気代」
- ・ 水道代に係る「消費者物価指数（CPI）」は「上下水道料」
- ・ その他（油類）に係る「消費者物価指数（CPI）」は「他の光熱」

6) 給食運営等費相当分の支払額の改定（光熱水費のうちガスの部分・固定料金及び変動料金）

ア 給食運営等費相当分のうち「C 給食の運営等業務に対するサービス購入費（光熱水費のうちガスの部分）」の支払額は、事業期間中の物価変動に対応して改定する。なお、給食運営等費相当分（光熱水費のうちガスの部分）のうち「C' 給食の運営等業務に関する消費税及び地方消費税相当額（光熱水費のうちガスの部分）」の支払額は、「C 給食の運営等業務に対するサービス購入費（光熱水費のうちガスの部分）」に、支払対象期間の消費税及び地方消費税率を乗じた額とする。給食運営等費相当分（光熱水費のうちガスの部分）の支払額の改定は、固定料金及び変動料金の双方を対象とする。

イ 物価変動を踏まえた支払額の改定時期は、以下のとおりとする。

① 改定の単価（現単価）：毎年度の4月次から8月次まで及び10月次から2月次までの「CIF価格貿易統計」（日本LPガス協会）の平均単価を基に算出する。

② 改定の反映

毎年度の4月次から8月次までの平均単価は、翌年度の4月1日から9月31日までの支払額に反映させる。

毎年度の10月次から2月次までの平均単価は、翌年度の10月1日から3月31日までの支払額に反映させる。

ウ 物価変動を踏まえた支払額の改定方法は、以下のとおりとする。

① 初回（令和10年度4月から9月までの給食運営等費相当分（光熱水費のうちガス以外の部分）の支払額）の改定は、本事業の入札日が属する年度（令和8年度）の12月次の「CIF価格貿易統計」の単価を基に算出した改定の単価に対して、現単価が±1.5パーセント以上変動した場合に改定する。

③ 2回目以降の改定は、前回改定時の改定の平均単価に対して、現単価が±1.5パーセント以上変動した場合に改定する。

エ 支払額の算出方法（改定率等）

① 令和10年度4月から9月までの1回当たりの支払額の改定（1回目）

- ・ $P10 \text{ 上} = P08 \text{ 下} \times (CIF09 \text{ 上} / CIF08 \cdot 12)$ 、ただし $|(CIF09 \text{ 上} / CIF08 \cdot 12)| \geq 1.5 \text{ パーセント}$

② 令和 n 上・下年度の 1 回当たりの支払額の改定

＜過去に一度も改定されていない場合の支払額の改定＞（1 回目）

- ・ $P_n \text{ 上・下} = P_{08 \text{ 下}} \times (CIF_{n-1 \text{ 上・下}} / CIF_{08 \cdot 12})$ 、ただし $|(CIF_{n-1 \text{ 上・下}} / CIF_{08 \cdot 12})| \geq 1.5 \text{ パーセント}$

＜既に改定されたことのある場合の支払額の改定＞（2 回目以降）

- ・ $P_n \text{ 上・下} = Pr \text{ 上・下} \times (CIF_{n-1 \text{ 上・下}} / CIF_{r-1 \text{ 上・下}})$ 、ただし $|(CIF_{n-1 \text{ 上・下}} / CIF_{r-1 \text{ 上・下}})| \geq 1.5 \text{ パーセント}$

＜凡例＞

- ・ $P_{08 \text{ 下}}$: 事業契約書の記載に基づく 1 回当たりの支払額
- ・ $P_{10 \text{ 上}}$: 令和 10 年度 4 月から 9 月までの 1 回当たりの支払額
- ・ $CIF_{08 \cdot 12}$: 令和 8 年 12 月の単価 / (1 + 調査月の消費税及び地方消費税率)
- ・ $CIF_{09 \text{ 上}}$: 令和 9 年度 4 月から 8 月までの平均単価 / (1 + 調査月の消費税及び地方消費税率)
- ・ $P_n \text{ 上・下}$: 令和 n 年度上・下の 1 回当たりの支払額
- ・ $CIF_{n-1 \text{ 上・下}}$: 令和 n-1 年度 4 月から 8 月まで・10 月から 2 月までの平均単価 / (1 + 調査月の消費税及び地方消費税率)
- ・ $Pr \text{ 上・下}$: 令和 r 年度上・下の 1 回当たりの支払額
- ・ $CIF_{r-1 \text{ 上・下}}$: 令和 r-1 年度 4 月から 8 月まで・10 月から 2 月までの平均単価 / (1 + 調査月の消費税及び地方消費税率)
- ・ $r \text{ 上・下}$: 直前(直近)の支払額が改定された年度
- ・ (CIF_{000} / CIF_{000}) : 改定率

※ 改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

※ 平均単価は [円/t] とし円未満は切り捨てとする。

※ 改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

※ ガス代に係る「単価 (CIF)」には、「日本 L P ガス協会／統計資料／C I F 価格貿易統計／P 合計・合計・C I F／確報値」において公表される単価を採用する。

4-7) 変動料金算定基準

ア 「C 給食の運営等業務に対するサービス購入費」の変動料金分は、各期（4 月から 6 月分、7 月から 9 月分、10 月から 12 月分、1 月から 3 月分）における変動料金の算定基礎となる食数の合計に入札参加者が提案する 1 食当たりの変動料金の単価（消費税及び地方消費税を除く）を乗じた額とする。なお、入札参加者が提案する 1 食当たりの変動料金の単価は、小数点以下第二位までとする。

イ 提供給食数等

① 提供給食数の定義

提供給食数には、児童生徒用、教職員用、各学校での検食用、市の職員用、ランチタイム事業用が含まれるものとし、市の検食用、選定事業者の検食用、選定事業者の職員用を含まない。なお、提供給食数に含まれない、市の検食用、選定事業者の検食用は、「C 給食の運営等業務に対するサービス購入費」の固定料金分に含まれるものとし、選定事業者の職員用は、別途、要請食数に応じて給食費を徴収する。

② 提供対象者数及び提供給食数の保証

市は、給食の運営等業務期間中の各年度毎（5 月 1 日時点）の提供対象者数（選定事

業者が給食を提供すべき児童生徒数と教職員数を合算した数）が ~~3,600~~3,000 人以上 ~~4,500~~4,300 人以下となることを保証する。また、1 日当たりの提供給食数が 4,500 食を超える要求を行わない。

③ 提供給食数の決定方法

市が保証する提供対象者数に対し、児童生徒の転出入、教職員の異動、ランチタイム事業及び学校行事等の開催等の変動要因があるため、各月の前月の 5 日（4 月は当月の 2 日、また 5 日（2 日）が市の休日の場合はその前日）までに、市から選定事業者によるその月の予定給食数の指示を行う。

予定給食数の通知後も、引き続き、上記の変動要因に加え、学級閉鎖、ランチタイム事業及び学校行事等の日程変更等により予定給食数に変更がある場合には、提供日の 2 稼働日前（ただし、夏期休暇等をまたぐ場合は市の休日を除く 2 日前）の午後 1 時までに、市から選定事業者へ、当該提供日に実施する給食数（以下「実施給食数」という。）の指示を行う。

④ 変更給食数

予定給食数と実施給食数の差（以下「変更給食数」という。）はプラス・マイナス 200 食以内を基本とする。変更給食数がプラス 200 食を超える場合、選定事業者は 200 食を超える部分について応諾しないことができるものとする。

また、変更給食数がマイナス 200 食を超える場合、予定給食数から 200 食を減じた食数により変動料金を算定する。

ただし、提供日の 2 稼働日前よりも相当程度前までに、市から選定事業者へ当該提供日の実施給食数の指示を行った場合の、変更給食数の取扱い（カウントの方法）については、市と選定事業者で協議できるものとする。

なお、1 日当たりの予定給食数及び実施給食数においては、3,600 食未満の通知もあり得るが、市はこの部分について何ら保証するものではないことに留意すること。なお、「要求水準書【添付資料 6】学校別・月別・日別給食供給数実績(参考)」、「要求水準書【添付資料 10】過去 5 年間の給食供給数実績及び学校給食センターの稼働日数(参考)」を参照すること。

ウ 変動料金の算定基礎となる食数

提供給食数と変動料金の算定基礎となる食数の関係は以下のとおりとなる。

変動料金の算定基礎となる食数

変更給食数	提供給食数	変動料金の算定基礎となる食数
プラス・マイナス 200 食以内	・ 実施給食数	・ 同左
プラス 200 食を超える場合	予定給食数 + 200 食 + 選定事業者が応諾した食数	・ 同左
マイナス 200 食を超える場合	・ 実施給食数	・ 予定給食数 - 200 食

エ 選定事業者の職員用給食

本事業の対象外であるが、選定事業者の職員用の給食については、最大 50 食までを市に要請できるものとする。市は、要請食数に応じて給食費（食材費に変動料金を加算した

額)を徴収する。

オ 入札時（入札提案書類の提出時）には、以下の年間提供給食数を使用するものとする。

年間提供給食数

年度	提供給食数
令和10年度	797,097 食
令和11年度	787,447 食
令和12年度	767,375 食
令和13年度	751,163 食
令和14年度	718,546 食
令和15年度	690,754 食
令和16年度	649,838 食
令和17年度	627,450 食
令和18年度	606,799 食
令和19年度	606,799 食

※ 上記食数には、児童生徒用、教職員用、各学校での検食用、市の職員用、ランチタイム事業用を含み、市の検食用、選定事業者の検食用、選定事業者の職員用を含まない。

※ 要求水準書添付資料1の（児童生徒数＋教職員数＋市職員数5）×193回＋ランチタイム事業100とする

2 様式集を以下のとおり変更します。なお、~~○○○○~~は削除部分、○○○○は追記部分です。

- <様式21> 3) 資金計画（中期事業収支計画表・損益計算書）
- <様式21> 3) 資金計画（中期事業収支計画表・資金収支計算書等）
- <様式22> 3) 資金計画（入札金額内訳書・施設等更新等費相当分）
- <様式23> 3) 資金計画（入札金額内訳書・施設等維持管理費相当分）
- <様式24-1> 3) 資金計画（入札金額内訳書・給食運営等費相当分<総合計>）
- <様式24-2> 3) 資金計画（入札金額内訳書・給食運営等費相当分<固定料金計>）
- <様式24-3> 3) 資金計画（入札金額内訳書・給食運営等費相当分<変動料金計>）
- <様式24-4> 4) 資金計画（入札金額内訳書・給食運営等費相当分<総合計>）
- <様式24-5> 4) 資金計画（入札金額内訳書・給食運営等費相当分<固定料金計>）
- <様式24-6> 4) 資金計画（入札金額内訳書・給食運営等費相当分<変動料金計>）
- <様式25> 更新等計画表紙
- <様式26> 1) 更新等業務の基本方針及び実施体制
- <様式27> 2) 調査・設計業務
- <様式28> 3) 建設業務
- <様式29> 4) 調理設備設置業務
- <様式30> 5) 工事監理（管理）業務
- <様式31> 維持管理計画表紙
- <様式32> 1) 維持管理業務の基本方針及び実施体制
- <様式33> 2) 建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、附帯施設保守管理業務
- <様式34> 3) 調理設備・食器食缶等・施設備品保守管理業務
- <様式35> 4) 清掃業務、5) 警備業務
- <様式36> 運営等計画表紙
- <様式37> 1) 運営等業務の基本方針及び実施体制
- <様式38> 2) 調理業務
- <様式39> 3) 衛生管理業務
- <様式40> 4) 配送・回収業務
- <様式41> 5) 洗浄・残滓等処理業務
- <様式42> 6) 運営備品調達業務

入札書及び提案書類確認リスト

様式番号	書 類 名 等	※1	※2
		入札者	市
様式17	<様式17> 提案書表紙		
様式18	<様式18> 事業計画中表紙		
様式19	<様式19> 1) 事業計画の基本方針		
様式20	<様式20> 2) リスク管理計画		
様式21	<様式21> 3) 資金計画 (中期事業収支計画表・損益計算書)		
様式21	<様式21> 3) 資金計画 (中期事業収支計画表・資金収支計算書等)		
様式22	<様式22> 3) 資金計画 (入札金額内訳書・施設等更新等費相当分)		
様式23	<様式23> 3) 資金計画 (入札金額内訳書・施設等維持管理費相当分)		
様式24	<様式24> 3) 資金計画 (入札金額内訳書・給食運営等費相当分) <総合計>		
様式24	<様式24> 3) 資金計画 (入札金額内訳書・給食運営等費相当分) <固定料金総合計>		
様式24	<様式24> 3) 資金計画 (入札金額内訳書・給食運営等費相当分) <変動料金総合計>		
様式24	<様式24> 4) 資金計画 (入札金額内訳書・給食運営等費相当分) <総合計>		
様式24	<様式24> 4) 資金計画 (入札金額内訳書・給食運営等費相当分) <固定料金総合計>		
様式24	<様式24> 4) 資金計画 (入札金額内訳書・給食運営等費相当分) <変動料金総合計>		
様式25	<様式25> 更新等計画中表紙		
様式26	<様式26> 1) 更新等業務の基本方針及び実施体制		
様式27	<様式27> 2) 調査・設計業務		
様式28	<様式28> 3) 建設業務		
様式29	<様式29> 4) 調理設備設置業務		
様式30	<様式30> 5) 工事監理 (管理) 業務		
様式31	<様式31> 維持管理計画中表紙		
様式32	<様式32> 1) 維持管理業務の基本方針及び実施体制		
様式33	<様式33> 2) 建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、附帯施設保守管理業務		
様式34	<様式34> 3) 調理設備・食器食缶等・施設備品保守管理業務		
様式35	<様式35> 4) 清掃業務、5) 警備業務		
様式36	<様式36> 運営等計画中表紙		
様式37	<様式37> 1) 運営等業務の基本方針及び実施体制		
様式38	<様式38> 2) 調理業務		
様式39	<様式39> 3) 衛生管理業務		
様式40	<様式40> 4) 配送・回収業務		
様式41	<様式41> 5) 洗浄・残滓等処理業務		
様式42	<様式42> 6) 運営備品調達業務		

- ◆ 1 ※1欄には、入札参加者による確認済の「○」印を手書きで (確認のうえ) 記載してください。 (※2欄は、市が使用します。)
- 2 A4判1枚で作成してください。

3) 資金計画 (中期事業収支計画表・損益計算書)

損益計算書

(単位は千円)

項 目		年 度	R9	R10	～	R19	R20	合計
売 上	営業収入(消費税等を除く)				～			
	市から支払われるサービス購入費(A+B+C)				～			
	A 施設等の更新等業務に対するサービス購入費				～			
	B 施設等の維持管理業務に対するサービス購入費				～			
	C 給食の運営等業務に対するサービス購入費				～			
費 用	営業費用(消費税等を除く)				～			
	本事業に係る費用				～			
	施設等の更新等業務に係る費用				～			
	施設等の維持管理業務に係る費用				～			
	建築物保守管理業務				～			
	建築設備保守管理業務				～			
	附帯施設保守管理業務				～			
	調理設備・食器食缶等・施設備品保守管理業務				～			
	清掃業務				～			
	警備業務				～			
	各種申請等業務				～			
	その他費用							
	給食の運営等業務に係る費用				～			
	調理等業務				～			
	衛生管理業務				～			
	配送・回収業務				～			
	洗浄・残滓等処理業務				～			
	光熱水費の管理・支払業務				～			
	運営備品調達業務				～			
	各種申請等業務				～			
	その他費用				～			
	一般管理費				～			
	営業損益				～			
	営業外損益				～			
	営業外収入				～			
	営業外費用				～			
経常損益				～				
特別損益				～				
特別利益				～				
特別損失				～				
税引前当期利益				～				
課税対象				～				
法人税等				～				
税引後当期利益				～				
当期末処分利益／未処理損失				～				
法定準備金繰入				～				
配当				～				
次期繰越利益／損失				～				
仮払消費税等				～				
仮受消費税等				～				
消費税等受払差額				～				

- ◆ 1 A 3 判 (横使い) 1 枚で作成し、A 4 判に折り込んでください。
2 入札参加者の判断で、本様式とは別に、本様式を補足する自由様式の書類を追加することも可能です。この場合は、様式ナンバーに枝番を付加し、電子データにも加えてください。

3) 資金計画（入札金額内訳書・給食運営等費相当分）		
・「C 給食の運営等業務に対するサービス購入費」の内訳		
・「C' 給食の運営等業務に関する消費税及び地方消費税相当額」の内訳		
項 目	金 額（円）	積算根拠
C 給食の運営等業務に対するサービス購入費	パート人件費以外 パート人件費 計	—
ア 調理業務	パート人件費以外 パート人件費 計	
イ 衛生管理業務	パート人件費以外 パート人件費 計	
ウ 配送・回収業務	パート人件費以外 パート人件費 計	
エ 洗浄・残滓等処理業務	パート人件費以外 パート人件費 計	
オ 運営備品調達業務	パート人件費以外 パート人件費 計	
カ 光熱水費の管理・支払業務（維持管理業務で必要となる光熱水費を含む。）	光熱水費の管理・支払	
~~キ~~ キ 上記各項目に伴う各種申請等業務	パート人件費以外 パート人件費 計	
~~ク~~ ク その他費用	パート人件費以外 パート人件費 計	
C' 運営等業務に関する消費税及び地方消費税相当額	パート人件費以外 パート人件費 光熱水費の管理・支払 計	
総 合 計	パート人件費以外 パート人件費 光熱水費の管理・支払 計	—

◆ A 4判 1 枚で作成してください。

3) 資金計画（入札金額内訳書・給食運営等費相当分）		
・「C 給食の運営等業務に対するサービス購入費」の内訳		<固定料金計>
・「C' 給食の運営等業務に関する消費税及び地方消費税相当額」の内訳		<固定料金計>
項 目	金 額（円）	積算根拠
C 給食の運営等業務に対するサービス購入費	パート人件費以外 パート人件費 計	—
ア 調理業務	パート人件費以外 パート人件費 計	
イ 衛生管理業務	パート人件費以外 パート人件費 計	
ウ 配送・回収業務	パート人件費以外 パート人件費 計	
エ 洗浄・残滓等処理業務	パート人件費以外 パート人件費 計	
オ 運営備品調達業務	パート人件費以外 パート人件費 計	
カ 光熱水費の管理・支払業務（維持管理業務で必要となる光熱水費を含む。）	光熱水費の管理・支払	
~~キ~~ キ 上記各項目に伴う各種申請等業務	パート人件費以外 パート人件費 計	
~~ク~~ ク その他費用	パート人件費以外 パート人件費 計	
C' 運営等業務に関する消費税及び地方消費税相当額	パート人件費以外 パート人件費 光熱水費の管理・支払 計	
総 合 計	パート人件費以外 パート人件費 光熱水費の管理・支払 計	—

◆ A 4判 1 枚で作成してください。

3) 資金計画（入札金額内訳書・給食運営等費相当分）		
・「C 給食の運営等業務に対するサービス購入費」の内訳		<変動料金計>
・「C' 給食の運営等業務に関する消費税及び地方消費税相当額」の内訳		<変動料金計>
項 目	金 額（円）	積算根拠
C 給食の運営等業務に対するサービス購入費	パート人件費以外 パート人件費 計	—
ア 調理業務	パート人件費以外 パート人件費 計	
イ 衛生管理業務	パート人件費以外 パート人件費 計	
ウ 配送・回収業務	パート人件費以外 パート人件費 計	
エ 洗浄・残滓等処理業務	パート人件費以外 パート人件費 計	
オ 運営備品調達業務	パート人件費以外 パート人件費 計	
カ 光熱水費の管理・支払業務（維持管理業務で必要となる光熱水費を含む。）	光熱水費の管理・支払	
~~キ~~ キ 上記各項目に伴う各種申請等業務	パート人件費以外 パート人件費 計	
~~ク~~ ク その他費用	パート人件費以外 パート人件費 計	
C' 運営等業務に関する消費税及び地方消費税相当額	パート人件費以外 パート人件費 光熱水費の管理・支払 計	
総 合 計	パート人件費以外 パート人件費 光熱水費の管理・支払 計	—

◆ A4判1枚で作成してください。

4) 資金計画（入札金額内訳書・給食運営等費相当分）

・「うち光熱水費の管理・支払業務に対するサービス購入費」の内訳

<総 合 計>

・「うち光熱水費の管理・支払業務に関する消費税及び地方消費税相当額」の内訳

<総 合 計>

項 目	金 額（円）	積算根拠
光熱水費の管理・支払業務に対するサービス購入費		—
ア 電気代		
イ 上下水道料		
ウ その他（油類）		
カ ガス代		
光熱水費の管理・支払業務に関する消費税及び地方消費税相当額		
総 合 計		—

◆ A 4 版 1 枚で作成してください。

4) 資金計画（入札金額内訳書・給食運営等費相当分）

- ・「うち光熱水費の管理・支払業務に対するサービス購入費」の内訳 <固定料金計>
- ・「うち光熱水費の管理・支払業務に関する消費税及び地方消費税相当額」の内訳 <固定料金計>

項 目	金 額（円）	積算根拠
光熱水費の管理・支払業務に対するサービス購入費		—
ア 電気代		
イ 上下水道料		
ウ その他（油類）		
カ ガス代		
光熱水費の管理・支払業務に関する消費税及び地方消費税相当額		
総 合 計		—

◆ A 4 版 1 枚で作成してください。

4) 資金計画（入札金額内訳書・給食運営等費相当分）

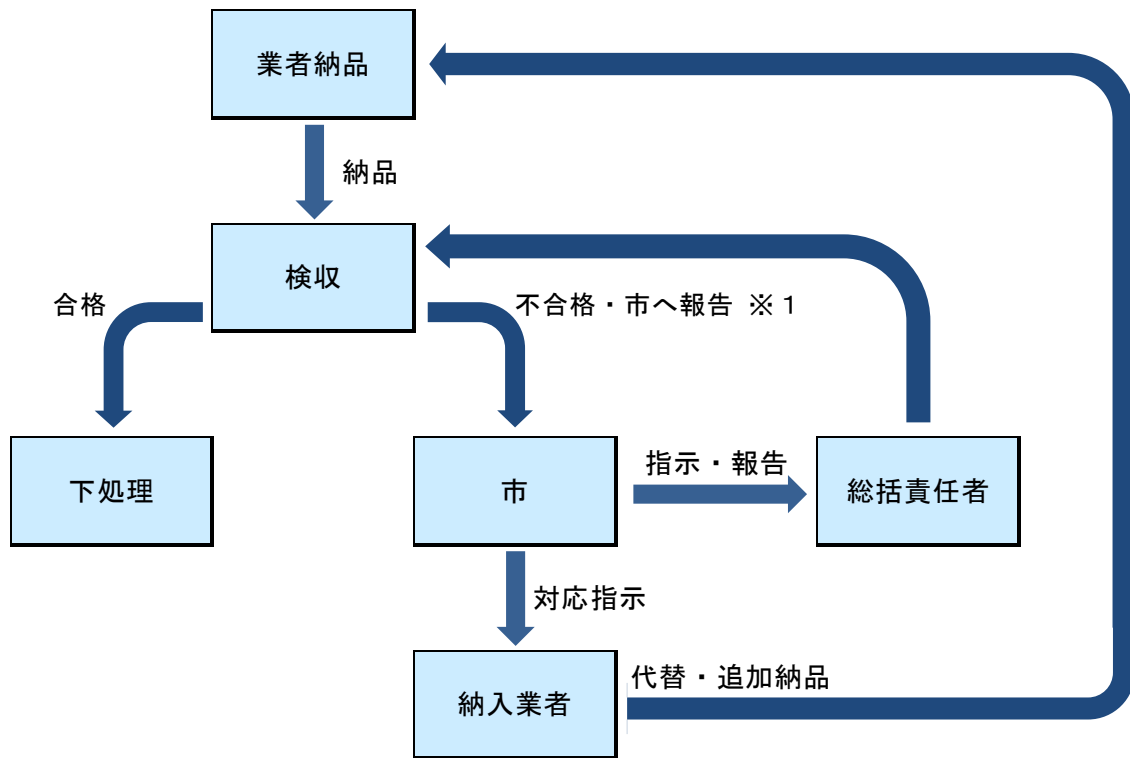
- ・「うち光熱水費の管理・支払業務に対するサービス購入費」の内訳 <変動料金計>
- ・「うち光熱水費の管理・支払業務に関する消費税及び地方消費税相当額」の内訳 <変動料金計>

項 目	金 額（円）	積算根拠
光熱水費の管理・支払業務に対するサービス購入費		—
ア 電気代		
イ 上下水道料		
ウ その他（油類）		
カ ガス代		
光熱水費の管理・支払業務に関する消費税及び地方消費税相当額		
総 合 計		—

◆ A 4 版 1 枚で作成してください。

追記事項 2（番号 31 関係）

1 食材検収業務のフロー



※1 検収責任者が総括責任者へ判断を仰ぎ、総括責任者が市へ報告するものとする。